

## お支払いにあたってのご注意

- ① 継続入院給付金は、初期入院給付金と合算して50日分(満75歳以上は30日分)を限度とします。
- ② 入院給付金・がん入院給付金の支払日数は、全共済期間を通じ、通算して500日を限度とします。
- ③ がん先進医療給付金は、全共済期間を通じ、通算して1,000万円を限度とします。
- ④ 減額・免責期間があります。



## がん入院給付金・がん先進医療給付金

初年度責任開始日(共済期間1年目)から180日目までに開始したがん入院およびがん先進医療による療養については、共済金のお支払いはできません。

## 入院給付金

初年度責任開始日(共済期間1年目)から180日目までに入院された場合は、支払い共済金は半額となります。

## 死亡弔慰金

初年度責任開始日(共済期間1年目)から180日目までに死亡された場合は、支払い共済金は半額となります。